

# 自転車安全利用五則



## 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。

<例外的に歩道を通行出来る場合>

- ・ 道路標識等によって歩道通行できることとされているとき
- ・ 運転者が、13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、又はからだの不自由な人であるとき
- ・ 道路工事や連続した駐車車両などにより車道の左側を通行することが困難なときや車の通行量が非常に多く、かつ、車道の幅が狭いなどのために追越し車両との接触の危険があるときなど、普通自転車の安全のために歩道を通行することがやむを得ないとき

## 2 車道は左側を通行

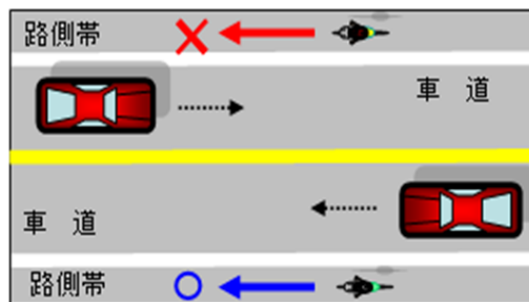
自転車は車道を通行する際は、道路の中央から左側部分の左側端に寄って通行しなければなりません。

また、路側帯を走行する場合、道路の左側部に設けられた路側帯を走行しなければなりません。

## 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道を通行する場合は、歩道の車道寄りの部分（道路標識等により通行すべき部分として指定された部分がある場合は、その部分）を徐行して進行しなければいけません。また、歩行者の通行を妨げることとなるときは一時停止しなければなりません。

歩道は普通自転車が歩道を通ることができるときでも、歩行者優先です。



## 4 安全ルールを守る

- ・ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- ・ 夜間はライト点灯
- ・ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認



## 5 子どもはヘルメットを着用

児童又は幼児の保護責任者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。